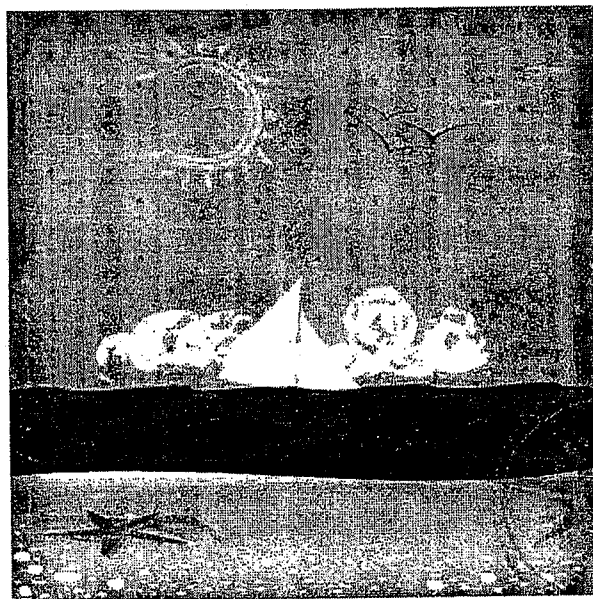


# 男女共同参画プラン はやま (第3次)

「男女が協力する すてきな まちづくり」  
～あなたが創るパートナーシップ～



平成27年3月  
葉山町

～豊かで活力のある輝く社会 男女共同参画社会の実現をめざして～

葉山町では、平成14年に「男女共同参画プランはやま」を策定して以来、男女共同参画の推進を町の重要課題の一つとして位置づけ、町民の皆様や事業者等の方々とともに、家庭や地域、職場などあらゆる場面での取り組みを行ってきました。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族形態やライフスタイルの多様化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、男女がお互いの人権を尊重し喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力のある輝く社会を築くために重要なことです。

本プランは、現行のプランが平成26年度で終了することを受け、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえ、方向性を引き継ぎ、今日の社会情勢から求められる新たな課題や現状を踏まえた実効性のある計画を目指して、現行プランを発展させたものです。また、男女共同参画社会の実現に向けた重要課題として、配偶者等からの暴力の根絶に向けた計画を新たに策定しました。

町では、真の男女共同参画社会の実現に向けて、本プランを新たな一歩として踏み出し積極的に取り組んで参りますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

葉山町長 山梨 崇仁

— も く じ —

1	プラン策定の趣旨.....	P.1
2	プランの性格.....	P.2
3	プランの期間.....	P.3
4	基本理念.....	P.3
5	基本目標.....	P.4
6	施策の体系.....	P.5
7	施策の内容.....	P.6
	基本目標1 男女共同参画の意識の向上.....	P.6
	① 人権の尊重	
	② 男女共同参画意識を高める啓発活動	
	③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実	
	④ あらゆる暴力の根絶	
	基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	P.11
	① 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用	
	② 家庭や地域活動への男女共同参画の促進	
	③ 女性の参画の拡大に関する情報の提供	
	基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり.....	P.15
	① 職場における男女平等の推進	
	② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり	
	③ 女性のチャレンジ支援	
	④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援	
	基本目標4 男女の自立促進と健康づくりへの支援.....	P.20
	① 高齢者や障害者の自立生活の支援	
	② 生涯を通じた健康づくりの支援	
	基本目標5 プランの推進.....	P.23
	① プランの進行管理・見直し	
	② 町（行政）・町民・事業者の連携	

# 1 プラン策定の趣旨

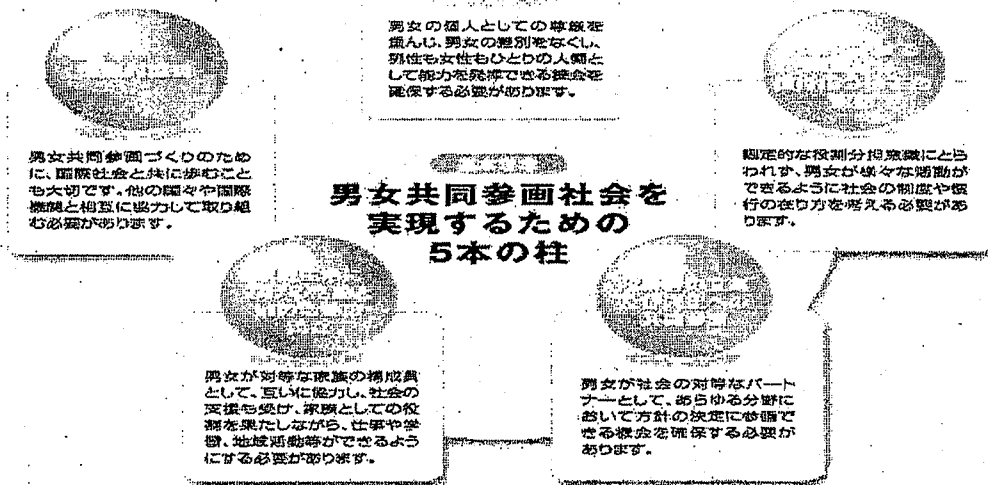
すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しながら、共に喜び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現は、豊かで活力のある社会を築くために必要不可欠なことです。

当町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「あなたが創るパートナーシップ 男女共同参画プラン」を策定し各種の施策に取り組んできました。また、平成22年3月には、男女を取り巻く状況や社会情勢に対応した「男女共同参画プランはやま（第2次）」を策定し継続して計画的に推進してきたところです。このたび同プランの計画期間が終了することに伴い、これまでの当町のプランの方向性を引き継ぎ発展させた、「男女共同参画プランはやま（第3次）」を策定するものです。

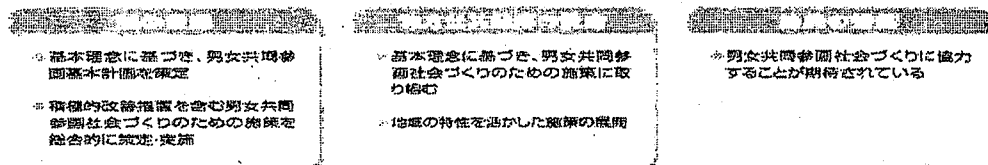
## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的義務）を定めています。



## 国・地方公共団体及び国民の役割

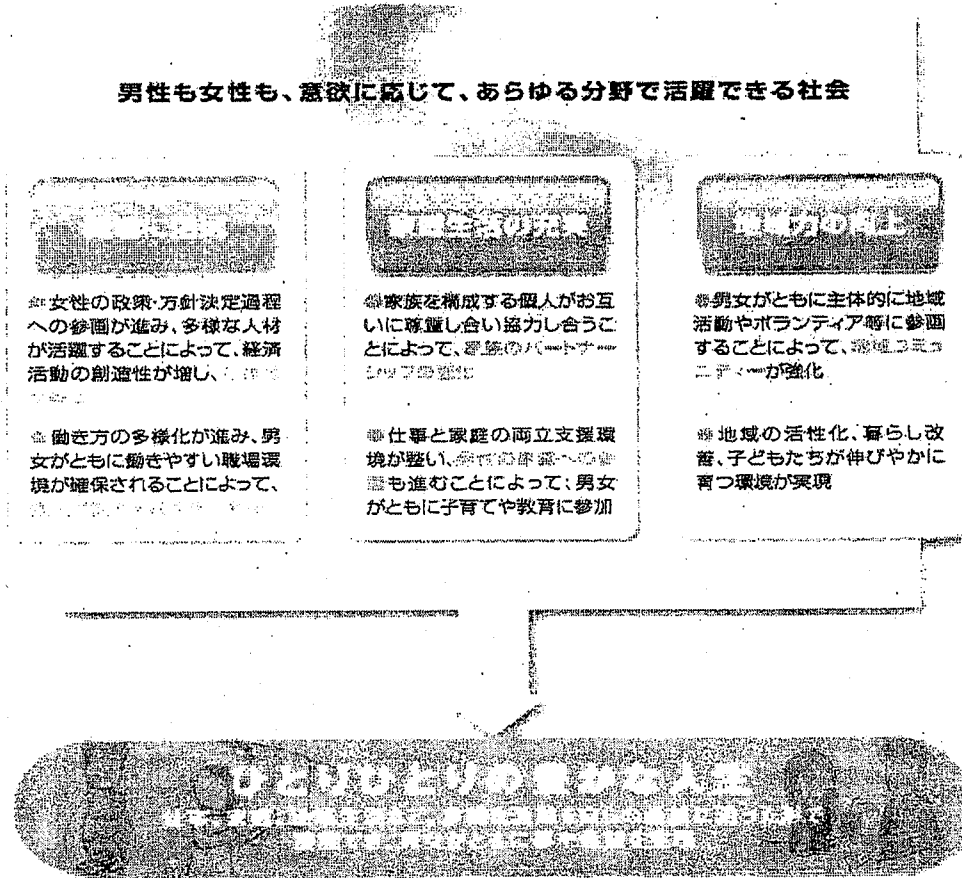


出典：内閣府ホームページ

## 2 プランの性格

「男女共同参画プランはやま（第3次）」は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定された市町村男女共同参画計画を根拠とし、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」の内容を踏まえつつ、当地の特性を反映させて策定しています。

### 男女共同参画社会のイメージ図



出典：内閣府ホームページ

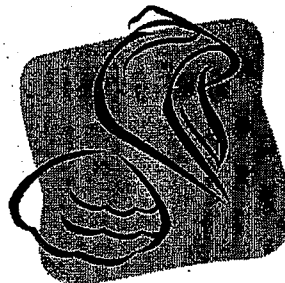
### 3 プランの期間

このプランの期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。  
ただし、プランの進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

### 4 基本理念

男性と女性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、本プランの施策を総合的かつ長期的に推進するため、様々な立場の方と協働し、家庭や地域、職場をはじめ、あらゆる場面での男女共同参画社会の実現に向け、引き続き「男女が協力する すてきな まちづくり ～あなたが創るパートナーシップ～」を基本理念に掲げます。

男女が協力する すてきな まちづくり  
～あなたが創るパートナーシップ～



## 5 基本目標

### 基本目標1 男女共同参画の意識の向上

男女共同参画に関する様々な啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、町民の男女共同参画社会への理解をさらに深め、人権を擁護する環境を整備します。また、性に起因する人権侵害について気づき、理解できるような機会を提供します。

### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

当町の審議会や各種委員会へ女性委員を積極的に登用し、政策や方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動への女性の参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

### 基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

あらゆる「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働ける環境の整備に努めます。また、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について調和のとれた生活を推進し、ジェンダー（社会的性別）に関する理解を深めます。さらに、子育て・介護等に対する様々な支援サービスの提供と充実を図ります。

### 基本目標4 男女の自立促進と健康づくりへの支援

高齢者や障害者が自立し、社会との関わりを持ちながら、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、健康に対する理解を深め、健康診断や検診を推進し、生涯を通じた健康づくりを支援します。

### 基本目標5 プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けて、条例制定や推進会議の設置に努め、町（行政）における男女共同参画の推進及び情報発信を図ります。また、町民や事業者との連携により、総合的かつ効果的に計画を推進するうえで必要な体制を構築します。

## 6 施策の体系

	基本目標	施策の方針
男女が協力する すてきな まちづくり	1 男女共同参画の意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人権の尊重</li> <li>② 男女共同参画意識を高める啓発活動</li> <li>③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実</li> <li>④ あらゆる暴力の根絶</li> </ul>
	2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用</li> <li>② 家庭や地域活動への男女共同参画の促進</li> <li>③ 女性の参画の拡大に関する情報の提供</li> </ul>
	3 男女がともに働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職場における男女平等の推進</li> <li>② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり</li> <li>③ 女性のチャレンジ支援</li> <li>④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援</li> </ul>
	4 男女の自立促進と健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者や障害者の自立生活の支援</li> <li>② 生涯を通じた健康づくりの支援</li> </ul>
	5 プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① プランの進行管理・見直し</li> <li>② 町（行政）・町民・事業者の連携</li> </ul>



## 7 施策の内容

### ◆基本目標1 男女共同参画の意識の向上

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。男性も女性も、性別による差別的扱いを受けず、能力を発揮する機会が確保され、個人として尊重されることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

男女の人権が等しく尊重され、家庭や地域、職場において活躍できる機会が確保され、個人の能力を発揮し、ともに利益も責任も分かち合うことのできる社会づくりのための取り組みを行います。

#### 施策の方向

- ① 人権の尊重
- ② 男女共同参画意識を高める啓発活動
- ③ 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
- ④ あらゆる暴力の根絶

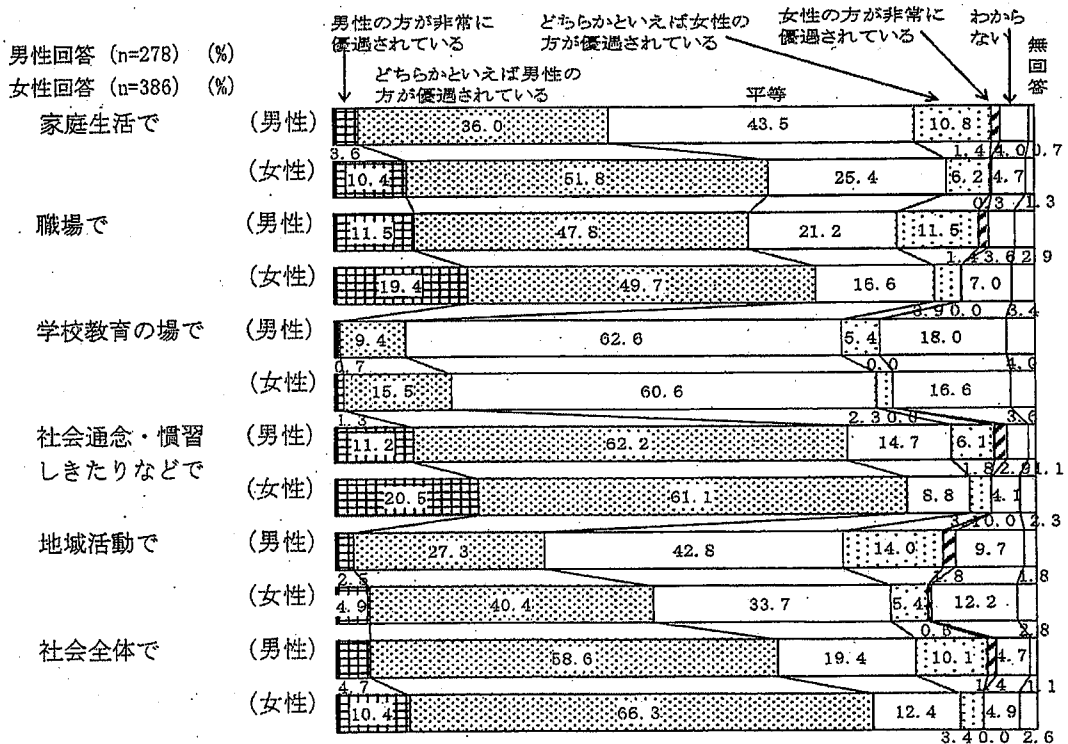
## ①人権の尊重

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

すべての人が個人として人権が尊重されるよう、人権に関する啓発活動、学習機会、相談事業などの充実を図ります。

具体的施策	内容
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を開催するとともに、人権啓発活動を推進します。
人権課題への対応	法務省の人権擁護機関と連携し、偏見や差別をなくし、人権課題に対する理解を深める広報や啓発を行います。
人権教育の推進	学校や家庭での教育において、人権問題をテーマにした講座や考える機会を提供します。
人権相談窓口の設置	人権擁護委員による人権相談窓口を設置し、人権擁護活動の推進に努めます。

## 男女の地位の平等感



(「平成 23 年度県民ニーズ調査」より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン (第 3 次)」

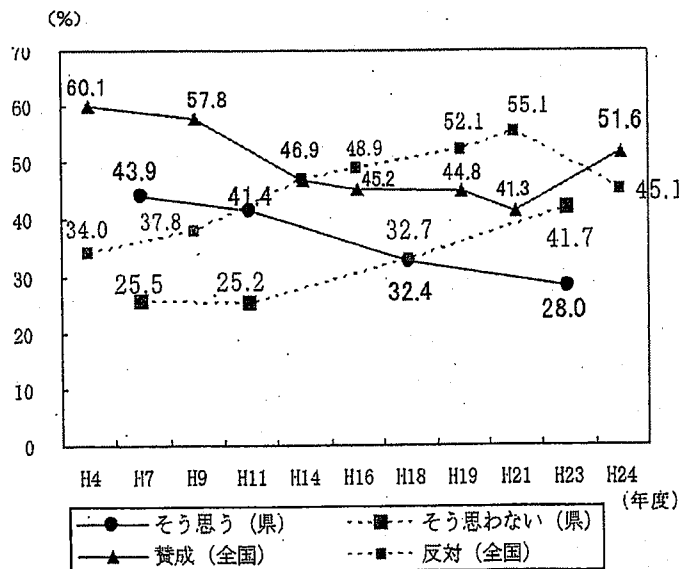
## ②男女共同参画意識を高める啓発活動

男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性もお互いを尊重しつつ、責任も分かち合いながら、性別により差別されることなく、多様な生き方を選択できる機会が確保されることが必要です。

家庭や地域などの様々な場面で、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、それぞれのライフステージにおける多様な学習機会と啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
様々な啓発活動の実施	男女共同参画社会の実現を目指し、様々な啓発活動を実施します。
広報等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	広報はやまや町のホームページ等を活用した啓発活動を推進します。
固定的な性別役割分担意識に関する正しい理解の啓発	男女共同参画社会の実現の妨げとなっている社会通念や慣行の見直しを図るため、広報や啓発に努めます。
男女共同参画講演会・講座の開催	男女共同参画社会の実現をテーマとした講演会や講座を開催し、町民や職員の意識啓発を行います。
行政刊行物の表現	町の発行する刊行物において、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現を心掛けます。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべき(神奈川県・全国)



出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」

### ③男女共同参画を推進する教育や学習の充実

幼児から児童、生徒への発達段階に応じて男女平等意識の形成を図り、もって自立の意識を育むとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

生涯を通じて、個人の人権の尊重と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい知識を持つことができるように、様々な学習機会の充実を図ります。

具体的施策	内 容
男女平等教育の推進	保育園・幼稚園や学校において、道徳教育や人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育の充実を図ります。
保育士、教職員等に対する研修等の実施	教職員等に対し、男女共同参画に関する研修や講座を実施し、その実践に努めます。
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	保護者に対する講演会や啓発活動を通じて、家庭や子育てにおける男女共同参画の必要性について、意識の高揚を図ります。
町民向け講演会・講座の実施	町民の男女共同参画の意識の熟成を目指し、講演会や講座を開催します。
町職員に対する研修・講座等の開催	町職員に対する男女共同参画研修などの充実を図り理解を促進します。
メディアリテラシーの向上	多様で大量な情報を読み解き、人権侵害や男女差別につながる情報を評価・識別する力の向上を推進します。

## 男女共同参画週間

(6月23日～29日)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、全国各地で、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指した様々な行事が催されます。

#### ④あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャルハラスメント（セクハラ）、性犯罪やストーカー、パワーハラスメント（パワハラ）等、あらゆる暴力を予防・防止するために、町民の認識や意識を高める啓発を行います。

DV等の被害者を対象とする相談体制の充実を図り、被害者の保護をはじめ、問題解決ができるよう関係機関との連携を強化し、施策の充実を図ります。

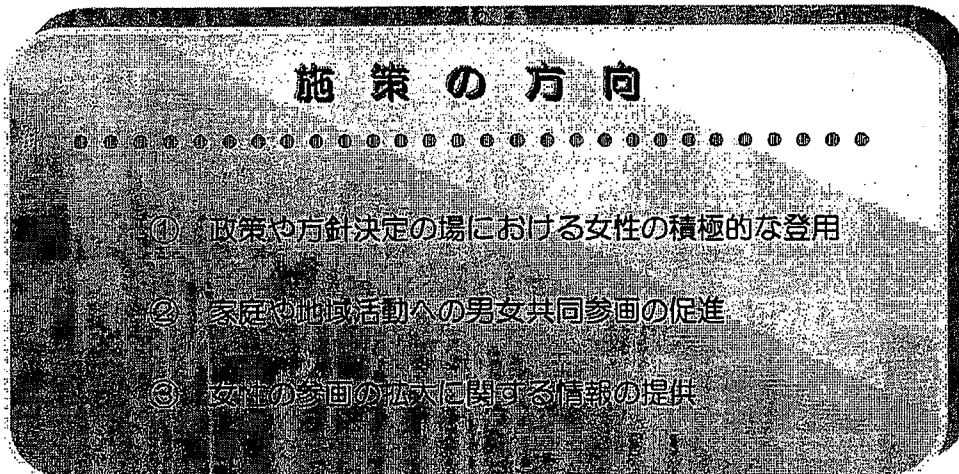
具体的施策	内容
セクハラ、性犯罪、パワハラ等の予防に関する広報・啓発活動の推進	女性が被害者となりやすい暴力についての町民の意識を高める広報や啓発活動を推進します。
犯罪被害者に対する支援の充実	性的被害、DVやストーカー被害など犯罪被害者に対する支援を警察やNPOと連携して支援体制の充実を図ります。
DV等に関する広報・啓発活動の推進	DV等に関する町民の認識を高め、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。同時に、暴力の根絶を目指し、DV等防止の啓発活動を推進します。
DV等相談窓口の周知	相談カードを作成し、町内の公共施設のトイレに貼付・配架することにより、相談窓口の周知を図ります。
DV等に関する相談体制の充実	女性センター、保健福祉事務所、警察、NPO等関係機関と連携し、DV等の被害相談体制の充実を図ります。
DV等の被害者の保護・自立への支援	DV等の被害者の一時保護をはじめ、自立して安心して生活できるよう関係各機関と連携して対応を図ります。
デートDVの啓発	若年層にみられる交際相手からの暴力（デートDV）への意識啓発を行います。
女性のための相談窓口の充実	女性のための専用電話相談を設置するとともに、県と連携し適切な相談窓口の情報提供を行います。

## ◆基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

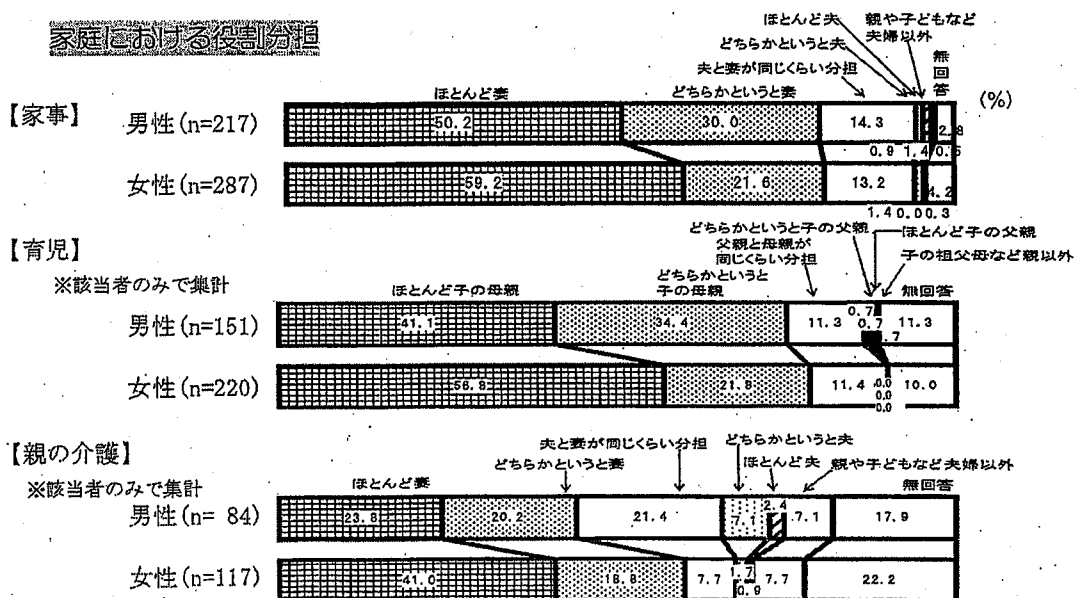
男女共同参画を実現するためには、家庭や地域をはじめ社会のあらゆる分野において、政策や方針を決定する過程に女性が参画することは極めて重要なことであり、男女共同参画社会を実現するための基礎となります。

男女共同参画社会基本法には、町の責務として、参画における男女間の格差を改善するために、積極的改善措置を実施することが定められています。

このため、当町においても、様々な方針決定の場において、男女間の格差を改善するよう積極的な取り組みを行います。



### 家庭における役割分担



(「平成 23 年度県民ニーズ調査」より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」

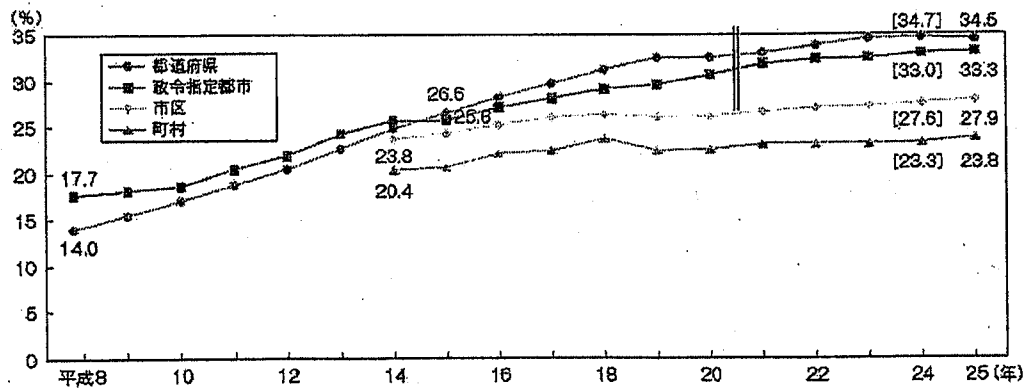
## ①政策や方針決定の場における女性の積極的な登用

政策や方針の立案や決定に、女性の意見が反映されるように、町の審議会や委員会等委員へ女性の登用を積極的に推進します。

また、女性が社会に積極的に参画できるよう人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内容
審議会、委員会等委員への女性登用の推進	町（行政）が設置する各種委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。 また、登用状況について定期的に調査を行います。
女性管理職の登用の推進	町（行政）の組織へ女性管理職の登用を推進するため、人材育成講座・研修等の情報を提供します。
政策・方針決定過程への女性の参画等の促進	様々な活動における政策・方針決定の場に、女性自らが積極的に参加できる環境づくりを推進します。

### 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
平成15年までは各年3月31日現在。15年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、止野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年の数値には、福島県の一部（川内村、大熊町、葛尾村、飯館村）が、25年の数値には、福島県の一部（浪江町）が、それぞれ含まれていない。
3. 都道府県及び政令指定都市については、目標設定を行っている地方公共団体の審議会等について集計。平成19年以前のデータは、それぞれの女性割合を単純平均。
4. 市区には、政令指定都市を含む。

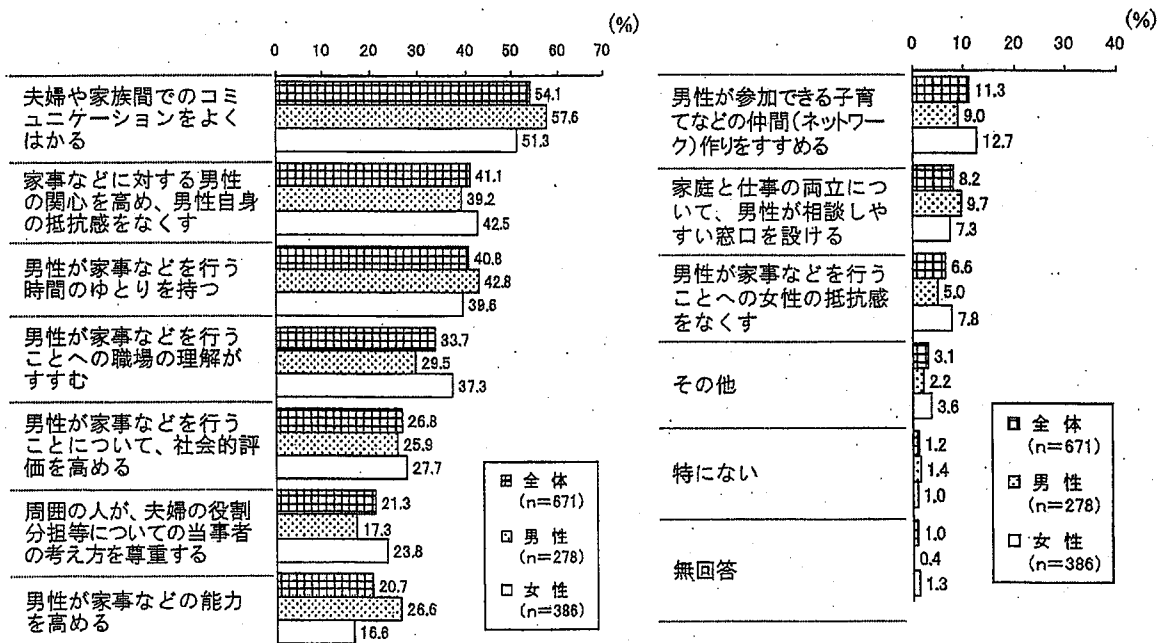
出典：内閣府「男女共同参画白書」

## ②家庭や地域活動への男女共同参画の促進

よりよい家庭や地域づくりについて、男女がともに考え、行動することは、男女共同参画社会の実現への第一歩です。家庭生活や地域活動においても、様々な行動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内 容
地域活動等への参画の促進	男女がともに様々な地域活動に参画できるよう啓発活動を促進します。
町内会・自治会における女性役員の参画の促進	子育てや生活者としての女性の経験や実績を地域活動に反映するよう女性役員の参画を促進します。
家庭生活における男女共同参画の促進	家庭内においても男女がともに助け合い、家事や育児・介護等に積極的に参画するよう啓発活動を促進します。

### 男性が家事、育児、介護や地域活動を積極的に行うための必要と感ずる点 (複数回答)



(「平成23年度県民ニーズ調査」より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン (第3次)」

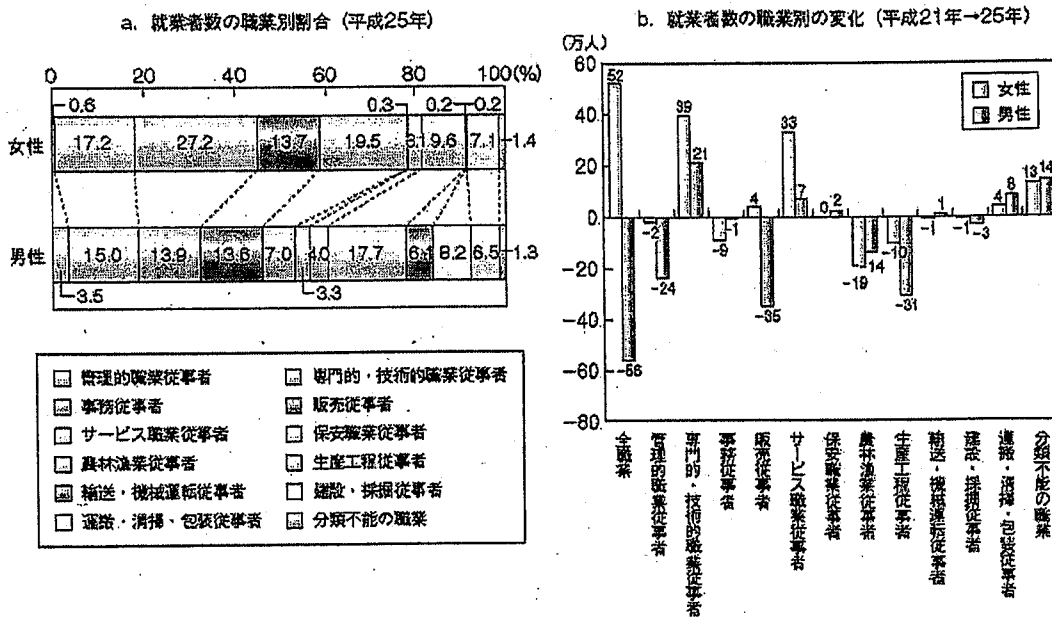


### ③女性の参画の拡大に関する情報の提供

女性の参画が少ない分野で活躍している女性に関する情報を収集、発信するとともに参画を促進します。

具体的施策	内容
ポジティブ・アクションの促進	さまざまな分野での活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、活動に参画する機会や情報を提供します。
女性の参画等の促進	さまざまな分野で活躍する女性のロールモデルや支援機関の紹介など情報提供を行います。
防災・災害復興への女性意見の反映	男女のニーズの違いを反映し、男女双方の観点に配慮した防災対策の取り組みを行います。
地域防災への女性の参画の促進	災害時の避難所の運営や対応など、地域の自主防災活動に携わる女性の参画を促進します。

### 職業別の就業者の状況(男女別)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
 2. 平成21年の数値には、時系列取扱用数値を用いている。  
 3. 平成21年の「分類不能の職業」の数値は、長期時系列表6の「総数」から各職業の数値の合計値を減じることによって算出している。

出典：内閣府「男女共同参画白書」

### ◆基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

男女共同参画社会の実現のために、就労は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。また、少子化により将来の労働力不足が懸念されており、特に女性の社会参画が求められております。

男女雇用機会均等法の改正等により、法的な就労環境の整備は着実に進んできていますが、現実には、雇用状況、昇給や昇格については、依然として男女格差があり、平等とは言えない状況です。

様々な分野において、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、町（行政）が率先して環境づくりをしていくことが重要です。

また、女性の就労条件を明確にし、女性の就労環境の改善を図ることが重要であることから、女性が性別により差別されることなく、なおかつ、安心して子育てをしながら充実した職業生活を送れるよう、関係機関と連携し、事業者に対する啓発を行います。

#### 施策の方向

- ① 職場における男女平等の推進
- ② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり
- ③ 女性のチャレンジ支援
- ④ 仕事と家庭・地域活動との両立への支援

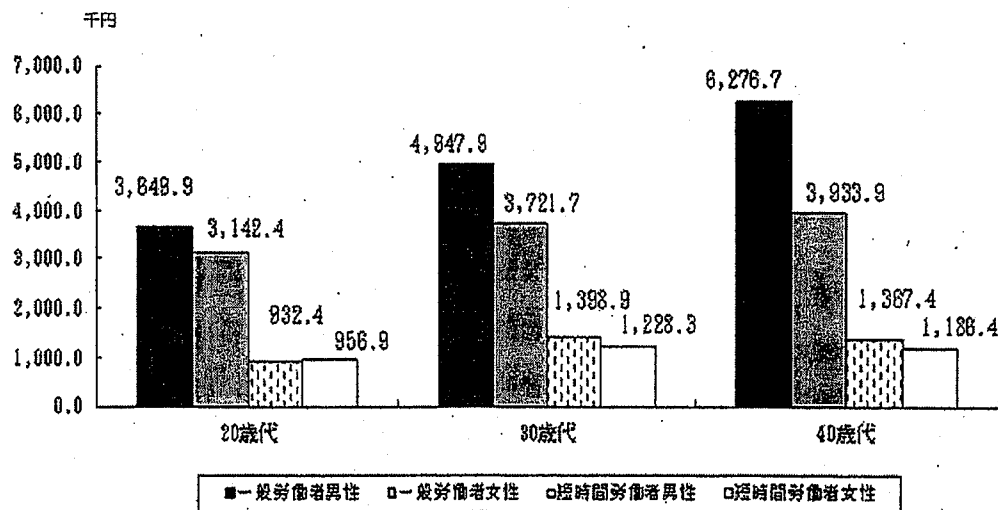
## ①職場における男女平等の推進

経済のグローバル化、産業構造の転換の進行とともに、従来の年功型賃金や終身雇用が見直しが進み、正社員雇用とは異なる就労形態で働く人が増加している中で、パート・アルバイト等の適正な待遇や、安定した就労への推進に取り組みます。

また、国や県、関係機関との連携を図り、事業者に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知に努め、労働条件の改善及び雇用と就労の場における男女平等が実現されるよう啓発を行います。

具体的施策	内容
事業者に対する法制度に関する周知	国や県、関係機関との連携により、事業者に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知活動や情報提供を行います。
安定した就労の支援	就労を希望する人に対し、各種相談窓口やセミナーなどの紹介を行います。
働く男女への情報提供	労働に関する法令の普及・啓発や労働条件に関する情報提供を行います。
適正な待遇の促進	育児・介護休業法などの相談窓口やセミナーなどの紹介を行います。

一般労働者と短時間労働者との賃金格差（全国）



〈厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」より作成〉

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」

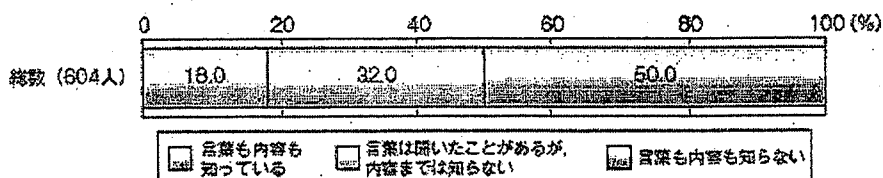
## ②多様な働き方を可能にする労働環境づくり

ライフスタイルや価値観が多様化してきており、仕事や家庭生活、地域生活等の調和を図りたいと望む人も少なくありません。そのため、男女ともに多様な働き方や生き方を選択し、一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会となることにより、企業にとっては生産性が向上します。今後は競争力が強化される社会を目指して、働き方の見直しを進めていく必要があります。

そのために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、男女がともに働きやすい労働環境の整備の促進を図ります。

具体的施策	内 容
ワーク・ライフ・バランスの啓発	長時間労働を前提とした働き方を見直し、自らが希望するバランスで、仕事と家庭、地域、趣味等の活動が行えるよう、充実した生活を送ることのできる社会の実現に向けた啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランスの推進	事業者に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを支援します。
労働時間の短縮や育児・介護休業制度の促進	多様で柔軟な働き方や、仕事と子育て・介護等、生活との両立の必要性の周知と取り組みを促進します。
福祉サービスの情報提供	仕事と生活の調和の普及を図るため、子育て支援・介護などの福祉サービスの情報提供を行います。
男性にとっての男女共同参画の促進	固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の家事・子育て・介護や地域への参画を促進します。
パート・派遣労働に係る法制度の周知	パート・派遣労働等の労働関連法令や、就労に関する税制度についての情報提供を行います。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）といる言葉の認知度



（参考）内閣府「日本と愛知県の実情の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する調査」（平成24年10月調査）より作成。

出典：内閣府「男女共同参画白書」

### ③女性のチャレンジ支援

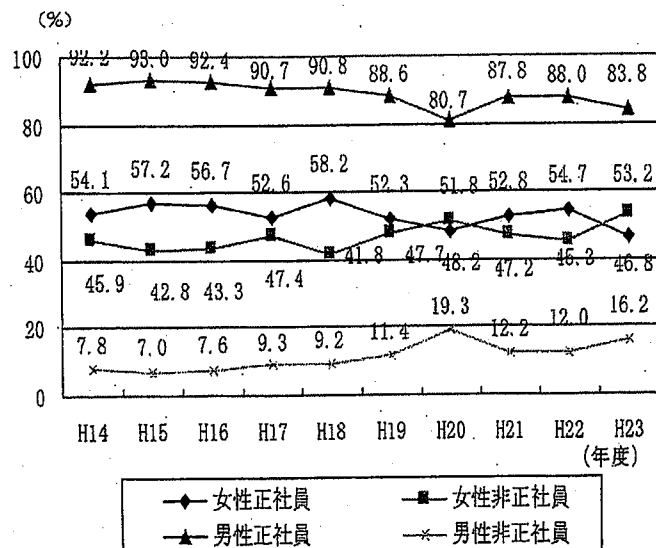
就業分野では、これまで男性が多数を占めていた職種に、女性の姿が見受けられるようになってきました。

女性がその能力を十分に発揮するための意識啓発や情報提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度の整備の促進を図ります。

具体的施策	内 容
女性のスキルアップのための各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行うスキル向上を図る研修等の情報提供を行います。
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。
女性の再就職の支援や就労環境の整備促進	結婚や出産、介護等で退職した女性を再雇用する制度について、事業者への情報提供を行います。また、育児休業や介護休業などの制度を利用しやすい環境づくりを促進します。
女性の就業支援	就業を希望する女性に対し、専門機関への紹介など女性の就業支援を行います。
キャリアアップを目指す女性への支援	就労を継続し、管理職等を目指す女性を支援する講座等の情報提供を行います。

男性及び女性の正社員・非正社員割合



出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」

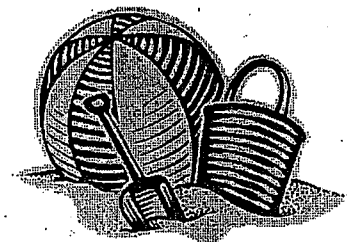
#### ④仕事と家庭・地域活動との両立への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに育児と仕事や地域活動を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

ひとり親家庭に対しては、自立して地域で幸せに生活することができるような支援策の充実を図ります。

さらに、介護については、男女がともに担っていくことができるよう、事業者に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう、介護サービスの充実を図ります。

具体的施策	内容
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の自立に向け、児童扶養手当をはじめ、関係機関と連携した支援策の充実を図ります。
保育サービスの充実	働く保護者を支援するため、町立保育園及び私立保育園で0歳児から5歳児までの保育を行い、待機児童の解消にも努めます。
延長保育の充実	働く保護者のライフスタイルに対応した延長保育の充実を図ります。
一時預かりの充実	保護者の疾病やリフレッシュ、勤務形態により一時的に保育が必要な子どもを子育て支援センター等で預かる事業の充実を図ります。
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や、子育てサークルの育成・支援等の充実を図ります。
放課後児童健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後などの安全な居場所の確保を図ります。
男性の育児休業取得促進の働きかけ	男性の育児参加や育児休業取得など、男女がともに仕事と育児の両立ができる環境づくりを促進します。
育児・介護休業制度の促進	育児・介護休業制度の啓発を図り、利用促進のための情報提供を行います。
介護サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を充実させます。



#### ◆基本目標4 男女の自立促進と健康づくりへの支援

わが国では急速に高齢化が進んでおり、当町においても、65歳以上の高齢者の割合が年々高くなっています。

高齢者や障害者の介護が必要な場合、その担い手は女性であることが多く、高齢者・障害者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにつながります。家族等の介護においても、男女がともに支えあっていくような意識啓発を図ります。

また、高齢者や障害者も、男女がともに自らの自由な選択に基づき、できるだけ自立し、社会との関わりを持ち続け、豊かで活力ある社会を支える一員としての役割を積極的に担い、充実した生活ができるような取り組みを行っていきます。

また、各個人が生涯を通じていきいきと暮らすためには、個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備が重要です。そのために、健康に関する理解を深め、定期的な健康診断等の受診を呼びかけ、疾病の早期発見、早期治療を目指していきます。

### 施策の方向

- ① 高齢者や障害者の自立生活の支援
- ② 生涯を通じた健康づくりの支援

#### がん検診受診率

項目	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
神奈川県	31.7%	24.1%	23.3%	38.9%	37.9%
全国平均	32.3%	26.0%	24.7%	39.1%	37.7%

胃がん、大腸がん、肺がんは40歳～69歳で過去1年に受診した者、乳がんは40歳～69歳で過去2年に受診した者、子宮がんは20歳～69歳で過去2年に受診した者を元に算出

(「平成22年国民生活基礎調査」より作成)

出典：神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」

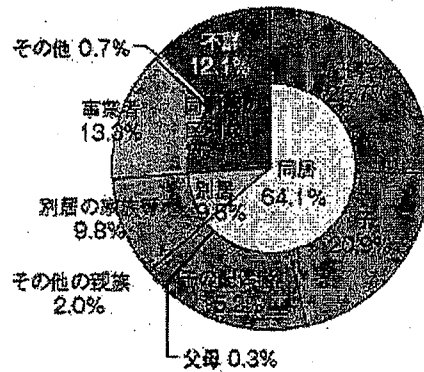
### ①高齢者や障害者の自立生活の支援

高齢者や障害者が自立するため、自分の身体について正しい情報を得て判断しながら、生涯にわたって心身の健康を維持することにより、家族介護の問題が解消され、男女問わず社会参画が促されることとなります。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の拡充を図ります。

具体的施策	内容
高齢者の自立生活の支援	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるように、介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。
障害者の自立生活の支援	障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるように、障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

要介護者等から見た主な介護者の続柄



同居の家族介護者の男女内訳	
女性	69.4%
男性	30.6%

(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)より作成。

出典：内閣府「男女共同参画白書」



## ②生涯を通じた健康づくりの支援

生涯にわたる女性の健康と、それを享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保証するため、女性の健康の保持・増進に向けた取り組みを推進するとともに、必要性についての啓発を行います。

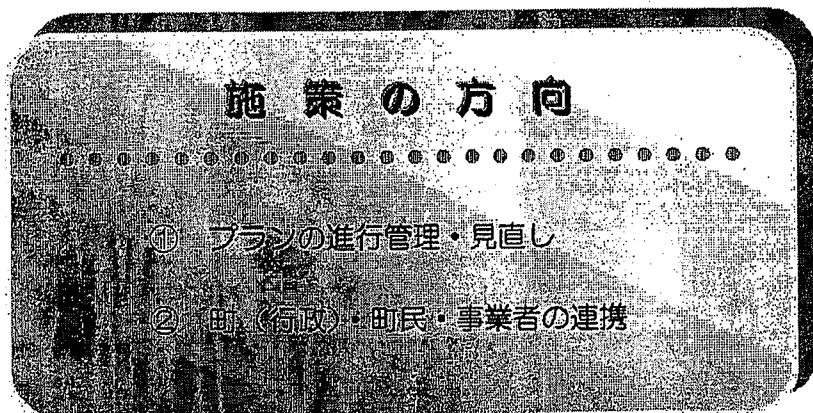
また、男女が、それぞれの年齢や健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診断等の充実を図り、様々な取り組みを支援していきます。

さらに、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種教室の開催や相談窓口、健康診断の充実を図ります。

具体的施策	内容
健康の自己管理の充実	健康に関する意識を高める啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、町民一人ひとりの健康に関する自己管理を促進します。
思春期における性と健康づくりに関する啓発	学校等との連携を図り、思春期における心身の健やかな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する理解の促進を図ります。
エイズ・性感染症対策のPR	エイズや性感染症は健康に大きな影響を及ぼすため、正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時を責任をもって自由決定するための情報と手段を得る権利、性に関する健康の啓発を行います。
女性・男性に特有の病気の予防の啓発	子宮がんや前立腺がん等、男女それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。
心の健康の充実	身体だけではなく、心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。
乳幼児健康診査の充実	乳幼児を対象に心身の発達への支援や疾病等の早期発見を通じ、子どもの健全な発育・発達を促します。
母子保健の健康教室	妊娠・出産・育児期に母子の健康を支援するための各種教室を行います。
母子保健の健康相談	育児に関する悩みの軽減等を目的に、保健師等による健康相談を随時実施します。
妊娠期の健康への支援	妊娠中の健康診査にかかる自己負担の費用の一部を助成します。また、マタニティマーク等の活用など、妊娠期の健康支援の啓発活動を推進します。

## ◆基本目標5 プランの推進

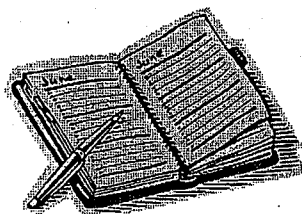
男女共同参画社会の実現を目指し、その理念の浸透を図るために、町（行政）だけでなく、町民、事業者と連携して取り組みます。



### ①プランの進行管理・見直し

このプランを積極的に推進していくため、実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

具体的施策	内容
プランの推進管理	町各関係機関と連携し、プランの進捗管理・推進を図ります。
プランの見直し・改訂	プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い必要に応じて見直し、改訂を図ります。
プランの進行管理	町の男女共同参画の現状や課題について把握し、施策への反映を図ります。



## ②町（行政）・町民・事業者の連携

町（行政）、町民、事業者の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や町全体において様々な分野で活発な活動を行えるように、団体やグループの交流を図り、男女共同参画意識の高揚に努めます。

具 体 的 施 策	内 容
県・他市町村との連携	県及び市町村で構成する男女共同参画行政連絡会において定期的な情報交換や研修に参加し、連携して男女共同参画を推進します。
情報の収集・発信の充実	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を町民に情報提供していきます。
町内会等やNPO団体等と連携した事業の実施	町民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。
町の男女共同参画施策への提案等	町の男女共同参画施策について、提案や要望等を「町への提案」制度から受け付けます。



## 男女共同参画

### シンボルマークについて

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを一般公募し、決定しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

(作：東京都・由佳里さん)